

産業廃棄物最終処分場（三原市）に係る警告等への対応について

1 概要

- 県は、産業廃棄物最終処分場（三原市）の浸透水が、廃棄物処理法の基準を超過したこと等から、設置者であるジェイ・エー・ビー協同組合（以下、「事業者」という。）に対し、令和5年6月29日で勧告を、令和5年7月19日付けで警告を実施したところである。
 - 今般、事業者から、改善報告書が提出され、県において、環境保全措置の内容が適正であること及び浸透水の水質が行政検査により基準に適合していることを確認し、法違反が改善されたことから、令和5年7月28日付けで産業廃棄物の搬入及び埋立処分の再開を認めた。
- ※ 搬入が停止された期間は、令和5年7月9日～令和5年7月27日までの19日間

2 今後の対応

- (1) 搬入再開後は、当面の間、浸透水の行政検査を充実強化する。なお、基準を超過した場合は廃棄物処理法に基づき厳正に対応する。
- (2) 引き続き、事業者に対して、地元住民へ対応状況の説明に努めるよう促す。

3 事業者から報告された環境保全措置の概要

	項目	考えられる原因	対応
1	安定型廃棄物以外の付着・混入について	異物の混入する可能性は殆どない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約時に排出事業者に性状及び荷姿を確認し、異物の付着・混入を未然に防止している。 ・ 搬入時に全量に対し展開検査を実施し、異物混入が確認された場合、全量を持ち帰らせている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き契約締結の際に廃棄物の性状等を確認する。 ・ 引き続き全量を技術管理者立会の下、展開検査を実施し、付着・混入が認められた場合は全量を持ち帰りさせる。
2	浸透水の集排水管（暗渠）へ異物混入について	大量の降雨により、集排水管（暗渠）に堆積していた有機物が排出された。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 処分場開発時における地山由来の腐葉土の一部が集排水管（暗渠）の孔から進入し沈殿堆積した。 ・ 集排水管（暗渠）の開口部から小動物が進入した可能性があった。 ・ 集排水管（暗渠）の清掃を行っていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 散水車による放水にて集排水管（暗渠）内を洗浄 ・ 採水箇所及び集排水管出口にグレーチング及び重量鉄板を敷設し小動物の侵入防止 ・ 今後、開発時の地山表土（腐葉土由来の軟弱地盤）については、取り除いて造成や埋立処分を実施する。

4 浸透水の行政検査結果

- 令和5年6月16日の検査で基準を超過した項目（BOD*）について、現状の浸透水の水質を確認するため、警告後の7月19日及び20日に行政検査を実施した。
- この結果、6月16日の検査で基準を超過した2か所は、いずれも基準を下回っていた。

浸透水採取箇所	改善前	改善後	基準値
北西部	54 mg/L	0.5 mg/L	20 mg/L
北東部	22 mg/L	3.8 mg/L	

※BOD：微生物が水中の有機物を酸化分解する際に消費する酸素量で、有機物による汚染の度合いを評価する指標。BOD自体は人の健康に直接影響を及ぼす物質ではない。

5 再開を認める理由

- 令和5年6月16日に採水した浸透水の基準超過の原因究明とそれに対する環境保全上必要な措置が完了していることを7月25日までに確認した。
- 搬入が7月9日以降行われていない中で、原因と考えられる、有機物の除去作業（集排水管の洗浄等）は7月16日に完了しており、その後に行った水質検査結果も適合していることを7月26日に確認した。
- 以上、改善措置が実施されたと認められるため、廃棄物の搬入及び埋立処分の再開を認めることとする。

<経緯>

年月日	内容
令和5年6月16日（金）	最終処分場の浸透水及び地下水（各2箇所）の検査を実施（6月26日（月）結果判明）
令和5年6月29日（木）	廃棄物処理法の基準（最終処分場の維持管理基準）に基づき、産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境の保全上必要な措置を講ずるよう勧告（6月30日（金）到達）※指導を継続し、7月6日（木）に搬入停止を確認
令和5年7月8日（土）	産業廃棄物の搬入及び埋立処分が行われていることを確認し、搬入及び埋立処分の中止等を指導 ※以後、搬入停止を継続中
令和5年7月19日（水）	廃棄物処理法の遵守に係る警告を実施

【参考1】産業廃棄物最終処分場の概要

設置者	ジェイ・エー・ビー協同組合 代表理事 落合 一也 (東京都目黒区洗足二丁目17番21号)
所在地	三原市本郷町南方字観音平 22179 番地 1 外 6 筆
施設の種類	安定型最終処分場
施設能力	埋立面積：96,939 m ² 、埋立容量：1,038,125 m ³
埋立品目	廃プラ、ゴムくず、金属くず、ガラス・陶磁器くず、がれき類
設置許可年月日	令和2年4月23日
処分業許可年月日	令和4年8月26日

【参考2】警告の内容

(1) 違反の内容

浸透水の水質が基準を超過し、事業者が生活環境保全上必要な措置の検討を行っている段階で、令和5年7月8日(土)に産業廃棄物の搬入及び埋立処分が行われたため。(維持管理基準違反)

(2) 警告の内容

ア 廃棄物処理法の遵守に関する事項

- ・ 産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること
- ・ 当該措置の内容について、県の確認を受けるとともに、浸透水の水質が行政検査により基準に適合していることを確認するまでの間、搬入及び埋立処分を行わないこと

【参考3】最終処分場の維持管理基準の概要

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第2項第2号へ

次に掲げる場合には、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

- (1) 浸透水に係る地下水等検査項目(有害項目)の水質検査の結果、基準に適合していない場合。
- (2) 生物化学的酸素要求量(BOD)又は化学的酸素要求量(COD)の水質検査の結果、BODが20mg/L又はCODが40mg/Lを超えている場合。